

平成29年11月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成29年11月定例教育委員会付議議案 目次

報告第16号	専決処分の承認を求めることについて (教職員(小・中学校)の内申について)	1
第51号議案	臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部改正について	2
第52号議案	平成29年度補正予算(12月定例市議会)について	8

第51号議案

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部改正について

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第38号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年11月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則の一部を改正する規則

臼杵市立学校児童生徒就学援助給付規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「児童生徒」という。）」を「」及び入学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、臼杵市立の小学校又は中学校に就学させるべきものをいう。）」に改め、「就学困難な児童生徒」の次に「及び入学予定者」を加える。

第2条第1項中「有する児童生徒」の次に「及び入学予定者」を加える。

第4条第1項に次の1号を加える。

（8） 入学準備金

第4条に次の1項を加える。

3 前年度に第1項第8号に規定する就学援助を受けた児童生徒の保護者については、同項第3号に規定する就学援助を行わない。

第5条中「様式第1号」の次に「及び様式第2号」を加え、同条に次のただし書きを加える。

ただし、前条第1項第8号に規定する就学援助にあつては、委員会に直接提出しなければならない。

第6条中「または」を「又は」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第7条を次のように改める。

(就学援助の決定及び通知)

第7条 委員会は、申請書類に基づき、家庭状況等を考慮し、就学援助の決定を行うものとする。

2 委員会は、前項の決定をしたときは、学校長（第4条第1項第8号に係るものにあつては申請者）に対して様式第3号又は様式第4号により、速やかにその決定事項を通知するものとする。

3 校長は、前項の通知があつたときは、申請者に対して速やかにその決定事項を通知しなければならない。

第8条中「受けた者が」の次に「、虚偽の申請をしていたとき」を加える。

様式第1号を次のように改める。

年度 就学援助受給申請書		学校				
臼杵市教育委員会 御中		年 月 日				
<p>下記児童・生徒について就学援助を受けたいので理由を付し、必要書類を添えて申請します。 なお、本申請の必要書類に関する情報を閲覧及び調査することに同意します。</p> <p>保護者 住所 臼杵市 氏名 印 電話</p>						
児童・生徒	学 校 名	学年	(フリガナ) 児童・生徒氏名	生 年 月 日	性 別	
	学校	年			男・女	
	学校	年			男・女	
	学校	年			男・女	
家庭状況 (児童・生徒を含む。)	番号	氏 名	続柄	年齢 (4月1日現在)	生 年 月 日	勤務先・学校名
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
10						
住宅	持家・借家・その他() 家賃月額 円			※家庭状況は、住民票が別でも同居している親族等 がいる方は、全員を記入してください。		
就学援助を申請する理由	(該当する番号のいずれか1つに○をつけてください。) 1 生活保護を停止、又は廃止された方・・・保護停止・廃止決定通知書 (市役所福祉課) 2 市民税等の減免を受けた方・・・減免申請書の写し※受付印を押したもの (市役所税務課) 3 国民年金の減免を受けた方・・・国民年金保険料免除承認通知書※1/4 免除は除く (年金事務所) 4 国民健康保険税の減免を受けた方・・・減免申請書の写し※受付印を押したもの (市役所税務課) (注) 旧被扶養者に係る減免は該当しません。 5 児童扶養手当の支給を受けている方・・・児童扶養手当証書 (市役所子ども子育て課) 6 日雇労働者で職業安定所に登録している方・・・日雇労働被保険者手帳 (職業安定所) 7 その他上記の1～6には該当しないが特別な事情により経済的にお困りの方・・・所得課税証明書 (市役所税務課) (注) 小・中学校双方に申請する場合は、「所得課税証明書」はどちらかは写しで結構です。 世帯状況により、上記の添付書類以外の書類を提出していただく場合があります。 【就学援助を申請する理由を具体的に書いてください】					

【新小学1年生・新中学1年生の保護者様】前年度に、臼杵市又は他の自治体から入学準備金を受給した場合、今年度の新入学生用品費を臼杵市から受給することはできません。前年度に上記援助を受けた方は下記の項目にチェックをお願いします。
 なお、虚偽が発覚した場合は認定の取消となり、返還となる旨ご理解ください。

前年度、臼杵市又は他の自治体から入学準備金を受給しました。

学校長の意見 (保護者は記入不要)	学校 校長 印
-------------------	--

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第5条関係)

年度 就学援助(入学準備金)受給申請書

年 月 日						
白杵市教育委員会 御中						
下記入学予定者について就学援助費(入学準備金)の支給を受けたいので理由を付し、必要書類を添えて申請します。						
保護者 住所 白杵市						
氏名 印 電話						
入学予定者	学校名	学年	(フリガナ) 入学予定者氏名	生年月日	性別	
	学校	年			男・女	
	学校	年			男・女	
	学校	年			男・女	
家庭状況(入学予定者を含む。)	番号	氏名	続柄	年齢 (4月1日現在)	生年月日	勤務先・学校名
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
10						
住宅	持家・借家・その他() 家賃月額 円			※家庭状況は、住民票が別でも同居している親族等 がいる方は、全員を記入してください。		
就学援助を申請する理由	(該当する番号のいずれか1つに○をつけてください。)					
	1 生活保護を停止、又は廃止された方・・・保護停止・廃止決定通知書(市役所福祉課) 2 市民税等の減免を受けた方・・・減免申請書の写し※受付印を押したもの(市役所税務課) 3 国民年金の減免を受けた方・・・国民年金保険料免除承認通知書※1/4免除は除く(年金事務所) 4 国民健康保険税の減免を受けた方・・・減免申請書の写し※受付印を押したもの(市役所税務課) (注) 旧被扶養者に係る減免は該当しません。 5 児童扶養手当の支給を受けている方・・・児童扶養手当証書(市役所子ども子育て課) 6 日雇労働者で職業安定所に登録している方・・・日雇労働被保険者手帳(職業安定所) 7 その他上記の1～6には該当しないが特別な事情により経済的に困りの方・・・所得課税証明書(市役所税務課) (注) 小・中学校双方に申請する場合は、「所得課税証明書」はどちらかは写しで結構です。 世帯状況により、上記の添付書類以外の書類を提出していただく場合があります。 【就学援助を申請する理由を具体的に書いてください】					

【誓約・同意書】

1. この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。
2. この申請の審査に当たり、必要書類に関する情報を閲覧及び調査することに同意します。
3. この申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにお届けします。
4. 入学準備金を受給し、入学前に白杵市外へ転出した場合は、速やかに教育委員会へ連絡を行い、支給された入学準備金の全額を返還します。
5. 入学準備金を受給し、次年度に通常の就学援助の受給を希望する場合は、市が指定する期間内に再度申請します。

署名



様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

保護者 様

白杵市教育委員会
教育長

年度就学援助認定（否認定）通知書

申請のありました入学予定者における就学援助については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象入学予定者氏名

学校 新1年

2 決定内容 認 定 ・ 否 認 定

3 否認定の場合の理由

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

理 由

入学予定者の入学準備に対する援助費の支給は4月以降に行っていたが、入学前に支給することで、保護者の入学準備への経済面の不安を解消するもの。

第52号議案

平成29年度補正予算（12月定例市議会）について

平成29年度予算を補正することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成29年11月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

記

平成29年度補正予算（12月定例市議会）について

平成29年度補正予算（12月定例市議会）（案）について別紙のとおり提出する。

平成29年12月 日提出

臼杵市長 中野五郎

理 由

教育委員会事務局における平成29年度補正予算を提出するため。

平成29年11月

定例教育委員会追加議案

臼杵市教育委員会

平成29年11月定例教育委員会追加議案 目次

第53号議案 臼杵市教育支援センター設置要綱の制定について-----1

第53号議案

臼杵市教育支援センター設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成29年11月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会告示第 号

臼杵市教育支援センター設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、不登校の児童・生徒に対する学校復帰や将来の自立を目指しての支援及び指導並びにその保護者等に対する教育相談を行うためのセンター（以下「教育支援センター」という。）の設置に関して、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 教育支援センターは、学校と家庭との連携の中で、不登校の児童・生徒の実態に即して適切な支援と指導を行い、健全な学校生活への復帰や自立を図るため、次に掲げる事業を行う。

- （1）児童・生徒、保護者及び教職員に対する教育相談に関すること。
 - （2）不登校の児童・生徒への援助及び指導に関すること。
 - （3）学校、家庭及び教育相談機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - （4）教育支援に関する研修会の開催
 - （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事業
- （名称及び位置）

第3条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 臼杵市教育支援センター「きずな」
- （2）位置 臼杵市大字臼杵72番地341

(休業日等)

第4条 教育支援センターの休業日は、臼杵市の休日を定める条例（平成17年臼杵市条例第2号）第1条の例による。

2 教育支援センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

3 教育委員会は、公益上必要があると認めるときは、前2項に規定する休業日及び利用時間を臨時に変更することができる。

(対象児童・生徒)

第5条 教育支援センターへの通級の対象となる児童・生徒は、臼杵市に住所を有し、又は市内の学校に在籍する児童・生徒のうち、不登校の兆候が見られる児童・生徒であって、本人又は保護者が希望するものとする。

(教室への入級手続)

第6条 前条の対象児童・生徒の保護者は、教育支援センターへの通級を希望するときは、臼杵市教育支援センター「きずな」入級申込書(第1号様式)を学校長に提出するものとする。

2 学校長は、保護者の申出をもとに、臼杵市教育支援センター「きずな」入級申請書(第2号様式)を作成し、教育長に提出するものとする。

3 教育長は、前項の入級申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果を学校長に、臼杵市教育支援センター「きずな」入級通知書(第3号様式)により通知するものとする。

4 前3項の、規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、学校長又は保護者の希望により、一時入級させることができる。

(通級方法)

第7条 教育支援センターへの通級は、自力通級又は保護者等による送迎とし、その責任は保護者によるものとする。ただし、特別な事情があると認められる場合には、この限りでない。

(指導員等)

第8条 教育支援センターに、若干名の指導員を置く。

2 前項の規定による指導員のほか、教育長は、必要に応じて外部講師、カウンセラー等を招聘することができる。

3 指導員は、相談・適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を有する者を充てるものとする。

4 指導員は、教育長が委嘱する。

(服務)

第9条 前条に規定する指導員及び外部講師並びにカウンセラー等（以下「指導員

等』という。)は、相互に密接に連携し、協力しなければならない。

2 指導員等は、関係法令及び条例等を遵守し、職務を遂行しなければならない。

3 指導員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 教育支援センターの庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(第1号様式)

臼杵市教育支援センター「きずな」入級申込書

年 月 日

臼杵市立 学校長 様

保護者氏名

印

下記の者は、臼杵市教育支援センター「きずな」への入級を希望します。

記

ふりがな 児童・生徒氏名		性別	男女
生年月日・年齢	年 月 日 (満 歳)		
在籍校・学年組	臼杵市立 学校 ・ 第 学年 組		
学級担任氏名			
現住所 電話	臼杵市 (電話 - -)		
ふりがな 保護者氏名		続柄	

(第2号様式)

臼杵市教育支援センター「きずな」入級申請書

年 月 日

臼杵市教育委員会教育長 様

臼杵市立 学校
校 長 印

本校に在籍する下記の児童・生徒及び保護者は、臼杵市教育支援センター「きずな」への入級を希望しておりますので、承認いただきますようお願いいたします。

記

学 校 名	臼杵市立 学校		
学 年 ・ 組	第 学年 組		
ふ り が な 児童・生徒氏名		性 別	男 女

※ (第1号様式) の写を添付すること

(第3号様式)

臼教委学第 号
平成 年 月 日

臼杵市立 校長 様

臼杵市教育委員会教育長

臼杵市教育支援センター「きずな」入級通知書

年 月 日付けで申請のあった臼杵市教育支援センター「きずな」への入級については、
下記のとおり承認します。

記

学年・組	
児童生徒氏名	
保護者氏名	
入 級 日	年 月 日

<特記事項>